

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5 良好な生活環境の確保
-----	--------------

施策主管課	環境保全課	総合計画記載頁	124ページ
-------	-------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

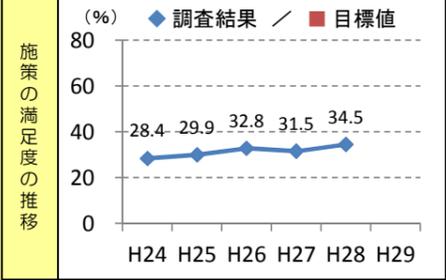
2 施策の取組状況

施策目標	大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。
------	-------------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標1	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合	単年度目標値	2.7%	2.5%	2.3%	2.1%	1.9%			1.7%	A	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	28.4%	29.9%	32.8%	
現状値			2.1%	実績値	2.3%	2.3%	2.3%	2.1%	1.9%	目標値(H29)	37.5%				前年度からの増減	1.5pt	2.9pt	-1.3pt	3.0pt
目標値(H29)			1.7%	単年度の達成度	117.4%	108.7%	100.0%	100.0%	100.0%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)	B								
指標2	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合	単年度目標値							【参考】中核市等との水準比較	中核市平均	H24	7.3	7.8	6.9	10.4	7.7			
		現状値	実績値								実績値	3.0	2.1	2.3	2.3	2.3			
		目標値(H29)	単年度の達成度								中核市での本市の順位	6位/41市中	5位/41市中	5位/42市中	6位/43市中	6位/45市中			
指標3	工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合	単年度目標値							中核市平均	中核市での本市の順位	H24								
		現状値	実績値								実績値								
		目標値(H29)	単年度の達成度								中核市での本市の順位								

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的な環境基準達成を目指し、国において自治体のデータを基に原因の解明が行われている。 工場跡地などの再開発・売却の際や環境管理等の一環として自主的な土壌汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、土壌汚染の判明件数が、全国的に上昇している。 石綿使用の可能性がある建築物の解体工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれる。 事業者による自主的な環境行動が拡大し、工場排ガス・排水処理技術が進歩したことなど、社会情勢の変化を踏まえ、栃木県内では独自規制の廃止や緩和に向けた見直しが行われている。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場に対する積極的な環境配慮の取組の促進を図った結果、公害苦情件数の割合は中核市の中でも低い水準で推移しており、市民満足度においても前年度より向上している。 	総合評価	83点
施策指標	良好な生活環境を確保するために、工場・事業場に対する立入検査・指導を徹底するとともに、工業団地に立地する工場・事業場と市とで環境協定の締結など、環境配慮の取組の促進を図った結果、「工場・事業場数に対する公害苦情件数の割合」は、平成28年度の目標値を達成することができた。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H28 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	大気汚染調査の実施	★	・有害大気汚染物質による環境基準等の達成状況を把握する。	市民	・有害大気汚染物質の汚染状況調査、公表 ・アスベストによる大気汚染の状況調査、公表	計画どおり	5,763	H9		・法令に基づく処理基準や環境省が定めた「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況や大気環境中のアスベスト濃度を把握するために、継続的に調査していく。
2	大気汚染物質測定機器購入		・老朽化した測定機器について、計画的に更新することにより、測定結果の精度を維持する。	市民	・整備計画に基づく測定機器を購入・更新	計画どおり	6,873	S46		・耐用年数を超過する機器については、財政負担の平準化を踏まえて作成した測定機器整備計画に基づき、測定機器の精度を確保するために、適切な時期に更新する。
3	工場・事業場の監視・指導	★	・法令等に基づき、届出等を適切に審査するとともに、立入検査を実施することにより、事業者へ法令遵守等を指導する。	事業者	・法令等に係る届出書の審査 ・工場・事業場への立入検査の実施	計画どおり	0	S46		・引き続き、法令等に基づき、規制基準及び施設の構造等基準の遵守について、国や県の動きも注視し、県と歩調を合わせた規制の緩和や事業者の事務負担の軽減など、必要な見直しを行いながら、工場・事業場に対し適切な監視・指導を行う。
4	河川・地下水調査		・市域の水質状況の調査を実施することにより、河川や地下水の環境基準の達成状況を把握する。	市民	・河川や地下水の水質汚濁の状況調査、公表	計画どおり	7,118	S46		・継続して法令に基づく河川調査等を実施するとともに、発生源、生活排水処理状況等の変化を踏まえた測定結果の検証を図りながら、必要に応じて、調査地点・項目等の見直しを行う。
5	騒音振動調査	★	・航空機騒音、自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動状況について調査を実施することにより、市内の環境基準等の達成状況を把握する。	市民	・騒音・振動の発生状況調査、公表	計画どおり	8,952	S57		・継続して航空機騒音、自動車騒音及び東北新幹線騒音・振動状況について、調査を実施する。 ・東北新幹線騒音振動には、環境基準等の達成に向け、JR東日本旅客鉄道㈱へ、県内東北新幹線沿線自治体で構成する「栃木県東北新幹線公害連絡会議」を通じて、引き続き要望する。 ・防衛省には、住宅防音工事の対象区域の拡大等を、陸上自衛隊北宇都宮駐屯地には、飛行訓練に伴う騒音の低減化を引き続き要望する。
6	環境協定の推進	★	・市と事業者の役割分担と相互協力の下、環境協定を締結することにより、事業活動に伴う環境負荷低減に係る自主的な活動を促進する。	事業者	・市と事業者による公害の未然防止、環境保全活動に関する協定の締結	計画どおり	0	H19	先駆的	・環境協定締結事業者が実施している独自の環境行動に関する情報を収集し、環境にやさしい取組として市のホームページやイベント等で広報するほか、子どもを対象とした環境にやさしい工場見学会を開催し、環境協定締結事業者等による環境行動等のPRの機会を創出することなどにより、事業者の環境行動を一層促進するとともに、環境協定の新規締結事業者数の拡大を図る。
7	ダイオキシン類等調査	★	・大気、河川や地下水等の環境基準の達成状況を把握する。 ・ダイオキシン類排出施設への排出基準の遵守について監視する。	市民 事業者	・ダイオキシン類の環境調査、公表 ・法令で定める届出書類の審査、立入検査の実施	計画どおり 計画どおり	4,860	H11		・引き続きダイオキシン類に係る環境調査を実施するとともに、関係課と連携しながら、ダイオキシン類排出施設への排出基準の遵守について監視し、必要に応じて、事業者へ指導する。
8	環境検査事務		・生活環境の保全に係る行政指導に必要な検査データの提供	環境保全所管課	生活環境を確保するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	3,611	H10		・環境保全に資するため、検査依頼課からの検査要望について、迅速かつ正確に検査を実施するとともに、民間活用を図りながら、検査項目各種の拡充や調査研究に取り組んでいく。
9	食品衛生・感染症等対策推進事業		食品衛生・感染症・環境に係る事業者の検査等に対する技術支援及び市民意識の向上と不安解消のための情報提供	市民、事業者	研修会の開催 親子教室の開催 出前講座の開催 食品安全フェアへの協力	計画どおり	15	H27		研修指導については、食品関係事業者や医療関係者、環境対策に係る事業者の資質向上のため、検体の適正な取扱いについて技術支援に取り組んでいく。 また、情報発信については、市民への正しい知識の提供と市民の不安解消に資するため、市民生活に密着した食品・環境等に関する検査情報の提供に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆大気汚染常時監視項目のうち、光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)については、全国的にも多くの地点で環境基準が達成されておらず、広域的に取り組む課題であることから、本市では環境基本法に基づく環境基準の達成状況を継続的に監視し結果を公表するとともに、必要時に、迅速に市民へ注意を喚起するなど、引き続き健康被害の未然防止を図る必要がある。</p> <p>◆石綿使用の可能性のある建築物の解体工事が、今後も増加傾向にあることから、建築物の解体時等において、関係課と連携しながら届出時の指導や立入検査の実施等、引き続き、石綿の飛散の未然防止のための監視・指導を行っていく必要がある。</p> <p>◆環境保全の輪を市域全体に広げるため、環境協定締結事業者等が実施している独自の環境行動に関する情報を収集し、市のホームページ等で広報するなど、事業者の環境行動のより一層の促進や環境協定の新規締結事業者数の拡大につながるような取組を推進する必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆良好な生活環境を確保するため、環境法令に係わる大気、河川、地下水及び騒音等を常時監視し、環境基準の達成状況を把握していくとともに、工場・事業場等に対しては、環境法令に係わる届出を適正に審査し、立入検査により規制基準の遵守を指導することで、発生源対策を進めていく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆環境協定締結事業者が実施している環境行動の広報活動強化や、環境協定締結事業者等による環境行動等のPR機会創出など、環境協定を推進していくことで、市域全体の事業者等の環境行動を一層促進していく。</p>